



## 「発達障がい」の定義と表記

「発達障害(がい)」が注目を浴び、広く知られるようになって約20年が経ちます。今回は、改めてその定義や表記の仕方などについて整理します。

まず、「発達障害者支援法」(2004, 2016最終改正)における定義は次の通りです。

**第二条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 下線は筆者による 以下同じ

政令「発達障害者支援法施行令」(2005, 2011最終改正)では、上記のその他これに類する脳機能の障害を、次のように定めています。

**第一条(抜粋)** 政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

省令「発達障害者支援法施行規則」(2005)で定めるその他の障害は、次の通りです。

厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。)とする。 ( )内は法第二条との重複を避けるための記述

これには選択性かん黙(場面緘黙)やトゥレット症候群(チック)などが含まれます。

法令上の定義は、このように法律・政令・省令の階層構造となっています。

なお、地方自治体(学校等を含む)や民間の団体などでは、近年「障がい」との表記が定着しています。「害」の字のネガティブな印象や当事者の心情を配慮してのことですが、国の公文書や法令名では、現在も「障害」と表記されています。



ほかに「障碍」の表記も目にすることがありますが、歴史的にはこれが最も古く、仏教語として平安時代に遡るそうです(当時の読みは“しょうげ”)。やがて江戸時代に日本独自の漢語として「障害」が登場すると、明治から昭和・平成にかけて「障害」に統一されてきた経緯があります。平成のある時期から用いられている「障がい」との表記に関しては、立場によって見解は分かれるようです。

一方、医学的な診断名は、アメリカ精神医学会によるDSM-5-TR(精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版の改定版)と、WHO(世界保健機関)によるICD-11(疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第11版)が最新ですが、前者の日本語版では、これまでの「〇〇障害」から「〇〇症」に診断名が原則統一されました(後者の日本語版は、厚生労働省において作成中です)。

また、「発達障がい」に相当する括りである「神経発達症群」には、知的発達症(例外的に「知的能力障害」を併記)が含まれ、国の「発達障害」の定義と一部異なっています。

学校では知的障がいと区別するため、行政用語である「発達障がい」を用います。

一方、各障がい名については、医学的な診断名(〇〇症)が、学校をはじめ広く社会全般で用いられるようになっていきます。

特別支援学級や通級による指導における学級・教室の障がい種別を表すには、法令の記述に従い、これまで同様「〇〇障害」との表記を用います。

| DSM-5-TR (2022刊行 邦訳 2023 刊行) |                | 国             |
|------------------------------|----------------|---------------|
| 神経発達症群                       | 知的発達症(知的能力障害)  | 知的障害          |
|                              | 自閉スペクトラム症(ASD) | 発達障害          |
|                              | 注意欠如多動症(ADHD)  |               |
|                              | 限局性学習症(SLD/LD) |               |
|                              | 発達性協調運動症(DCD)  |               |
|                              | その他            | 障がい名は上記法令のとおり |

SLDはSpecific Learning Disorderの略

(Dは、教育用語としてはDisabilities)

DCDはDevelopmental Coordination Disorderの略

担当：学校生活適応支援アドバイザー 飯山・大瀧  
TEL 639-4392 / 支援要請は 639-4381 諸伏・石川